

令和2年度第3回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時：

令和2年(2020年)11月13日(金) 午後4時00分から午後5時00分

2. 場 所：

みのおサンプラザ 会議室1

3. 出席者：

1) 箕面市都市景観審議会委員 (9名)

会長 加我 宏之 氏	委員 杉浦 有子 氏
委員 福田 知弘 氏	委員 松出 末生 氏
委員 横山 あおい 氏	委員 若本 和仁 氏
委員 垣内 寛子 氏	委員 宮本 雅子 氏
委員 吉川 孝二 氏	

2) その他

市関係者 (3名)

事務局 (1名)

傍聴者 (2名)

4. 審議等の内容：

事務局より、委員の過半数の出席（委員9名中8名の出席）を確認し、会議が成立していることを報告した。（1名は午後4時8分に到着）

【案件1】景観重要建造物の指定について（諮問）

市より、景観重要建造物の名称の変更と指定について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の質疑内容>

議長：本案件は、景観重要建造物に指定されている高橋家住宅について、建物を建築した旧来の所有者名を表記するよう名称を変更するものである。この内容について何か質問や意見等はあるか。

委員：当初の建築主である有馬氏の名前が表記されることに賛成である。住宅に個別の名称がないため、その所有者の名前を用いて高橋家住宅と呼ぶことは一般的ではあるが、もし所有者が変われば名称も変わることになる。そうなれば、この建物を知る多くの人にとっては、建物が無くなったのか、指定が無

くなったのかというように、混乱の原因になる恐れがある。景観重要建造物のように長く広く知られるものについては、当初の建築主という変わらない名称を加えて表記することが望ましいと考える。

市：景観重要建造物は地域のまちなみ景観に魅力を与え特徴づけていくものと考えているので、多くの人に長く知ってもらえる名称がふさわしい。将来的に所有者が変わることがあれば、景観重要建造物としての指定の継続と当初の建築主の名を表記した名称となるよう働きかけていきたいと考える。

会長：その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

【案件2】山すそ景観保全地区における建設行為等の審査について（諮問） ～共同住宅～

市より、彩都粟生南4丁目3番1の共同住宅の建設計画について説明を行った後、審議を行った。

<案件2>の質疑内容<

議長：本案件は、山すそ景観保全地区における共同住宅の新築の計画である。今回の審議の前に、都市景観アドバイザーへの相談等を行っており、まずは都市景観アドバイザーを兼任されている委員からその内容について説明をお願いしたい。

委員：今回の計画は10階建ての共同住宅であるが、まず一番重要となる山なみとの関係性について、高度地区により高さの規定があることから、山の稜線を切ることなく特に目立つような計画でないといえる。また彩都地区においては、中央を通りアメニティ軸として位置付けられている国文都市4号線と、そこに交わる川合裏川を中心とした緑地軸に向けて、各敷地の緑が連なるように計画しようというコンセプトがあった。今回の計画地の東側には既にマンションが建っているが、このマンションとつながるよう、北側に向けて植栽を並木状に配置するなど緑地軸に向けた法面全体を緑化することで、緑地軸の連なりを考えている。建物についても、近景からの見え方を踏まえて建物形状や色彩計画を検討しており、彩都のまちづくりのコンセプトに沿って、周辺地の計画との連続など細部まで考えられた計画であると言える。

会長：説明いただいた内容について、質問等はあるか。

委員：今回の植栽計画だが、エントランス周辺の東側マンションと合わせるように並

木が計画されているなど、周辺地の状況をよく考えていることがうかがえる。また、計画地の南側には大阪大学のキャンパスがあるが、通りからの見え方を考えると、キャンパスの敷地にも並木が計画され、2棟のマンションの並木道が大阪大学キャンパスまで連なっていくような道路景観がつけられると望ましいと考える。

市：大阪大学キャンパスは今年度末移転することとなっている。今後は箕面市で跡地利用を検討していくことになるが、まだ何も定まっていない状況である。今後可能であれば、周辺地との連続性も踏まえて考えていきたいと思う。

委員：土地利用計画を見ると、今回の緑地面積はかなり大きいことがわかる。竣工後は管理組合によって管理されると思うが、せっかくきれいに計画した植栽も管理されないと乱れてしまうこともあるので、是非とも適切に管理していただきたい。

市：今後管理組合が組織され、植栽を管理されると思う。事業者にはいただいたご意見を伝える。

委員：敷地の北側にあるポケットパークについては、市と民間事業者が連携するなどして管理するのか。

市：ポケットパークはマンションの管理組合により管理される。

委員：川沿いの大きな法面内に道のようなものがあるが、ここは人が歩くような歩道か。

市：法面の管理用の通路であり、一般に人が通行するような道ではない。

委員：マンションのセキュリティはどうか。セキュリティゲートなどはあるか。

市：今回の計画では特にセキュリティゲートなどを設置するような計画はなく、建物によりセキュリティラインを確保していると聞いている。

委員：これまでの協議の経過の中で、東側マンションと色彩を調和させることを指導したとあるが、当初の色彩計画は現計画とは異なっていたのか。

市：当初は色彩計画についてしっかりと決まっておらずまだ計画段階だったので、都市景観アドバイザーの意見等も踏まえて、東側マンションと調和するように検討するよう助言があった。

会長：他に意見はあるか。

【意見なし】

会長：意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよいか。

【異議なし】

会長：本案件について諮問原案のとおり妥当であると答申する。

以上